

○広島大学工学部ロゴマーク使用細則

(令和5年8月31日学部長決裁)

広島大学工学部ロゴマーク使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学工学部ロゴマーク内規(令和5年8月31日学部長決裁。)第6条の規定に基づき、広島大学工学部(以下「学部」という。)のロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる場合)

第2条 ロゴマークを使用できる場合は、次のとおりとする。

(1) 学部(学生で構成する団体を含む。)が作成する配布物、出版物等及びウェブサイトを使用する場合

(2) 学生、職員が学部の教育研究活動等の成果を社会に発信する場合

(3) その他学部長がロゴマークの使用を認めた団体等が使用する場合

2 前項の場合においてロゴマークを使用する者は、学部の尊厳と品位を損なわないよう配慮しなければならない。

(使用許可)

第3条 前条第1項第3号の場合であって、ロゴマークを使用する者は、広島大学工学部ロゴマーク使用許可願(別記様式)を学部長に提出し、許可を得なければならない。

2 学部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

(1) 学部の名誉が傷つけられるおそれがあるとき。

(2) 営利目的で使用するとき。

(3) その他ロゴマークの使用が適当と認められないとき。

(使用許可の取消等)

第4条 学部長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、ロゴマークの使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

(1) 学部の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。

(2) 営利目的で使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(3) その他ロゴマークの使用が適当と認められないとき。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、学部長が定める。

附 則

この細則は、令和5年8月31日から施行する。

別記様式(第3条第1項関係)

広島大学工学部ロゴマーク使用許可願
[別紙参照]

別記様式（第3条第1項関係）

年 月 日		
広島大学工学部長 殿		
申 請 者 (住所) (団体名等) (代表者氏名)		
<table border="1"><tr><td>印</td></tr></table>		印
印		
広島大学工学部ロゴマーク使用許可願		
下記のとおり広島大学工学部ロゴマークを使用したいので許可願います。		
記		
使用図案（寸法等記入）	別添のとおり	
使 用 目 的		
備 考		

広島大学工学部ロゴマーク使用許可書	
使用図案（寸法等記入）	別添のとおり
使 用 目 的	
使 用 許 可 条 件	
備 考	
上記のとおり広島大学工学部ロゴマークの使用を許可する。	
年 月 日	
殿	
広島大学工学部長 ○ ○ ○ ○	